

## 暮らし

### 市役所代表

☎23 5111

FAX 22 5100

\*お知らせの表記

問…問い合わせ先

申…申し込み先

HP…ホームページ

※費用の記載がないものは無料です。

### 選挙人名簿の縦覧について

9月2日に登録した十和田市選挙人名簿および、6月3日以降に登録した十和田市在外選挙人名簿の縦覧を行います。

縦覧期間 9月3日(月)～7日(金)

午前8時30分～午後5時

縦覧場所 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局

☎51 6778

### 国保の新しい被保険者証を郵送します

10月1日から使用する国民健康保険被保険者証を、9月中旬に住所地の世帯主宛に簡易書留で郵送します。特別な事情などで、住所地に居住していない世帯のかたは、郵便局で転送の手続きをするか、9月7日(金)までに、国保年金課窓口で送付先変更依頼の申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

※世帯員個別の申請はできません。  
 国保年金課 ☎51 6750

### 全国一斉の緊急情報の伝達試験を行います

国が地震・津波などの災害時や武力攻撃を受けた場合に、人工衛星などを活用して瞬時に市町村に緊急情報を伝達する、全国同時警報システム「J-ALERT」(ジェイ・アラート)の緊急情報伝達手段の試験に伴い、防災行政無線および十和田市安全・安心メール「駒らん情報メール」でも、伝達試験を実施します。

9月12日(水)午前10時頃および10時30分頃の2回

☎6703

### 重度心身障害者医療費受給者証などを更新します

現在、交付している重度心身障害者医療費受給者証または重度心身障害者医療費受給者決定通知書の有効期限は、9月30日(日)までです。更新手続きが必要になりますのでお忘れのないようご注意ください。

受付期間 9月18日(火)～28日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

※国民健康保険に加入しているかたは、9月中旬に郵送される新たな被保険者証が届いてから、更新手続きをしてください。

受付場所 福祉課(市役所新館1階)、十和田湖支所

※十和田湖支所で手続きをした場合、受給者証などは後日郵送となります。

ります。

持ち物 ①印鑑②健康保険証(国民健康保険のかたは、新被保険者証)

③現在お持ちの重度心身障害者医療費の受給者証または決定通知書

④身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳

☎6718

### 十和田都市計画道路の変更にかかわる都市計画案の公告・縦覧について

都市計画案にご意見をお持ちのかたは、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

縦覧期間 9月5日(水)～18日(火)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所 都市整備建築課(市役所新館3階)

※意見書は、都市整備建築課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

※提出された意見書に対する個別の回答は行いません。

☎6732

### あなたも年金を増やしませんか

▼後納制度 国民年金保険料の納め忘れの期間や未加入期間のあるかたを対象に、10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分を遡って納付することができます。後納制度がはじまります。

未納期間や未加入期間のあるかた

には8月以降、日本年金機構からお知らせが郵送されますので、希望するかたは申請してください。

▼任意加入 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、納付済期間が原則として25年以上必要となりますが、25年に満たないかたは、さらに70歳になるまで任意加入することができます。

▼付加年金 国民年金第1号被保険者(自営業者・学生など)・任意加入被保険者が、毎月の定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

※詳しくはお問い合わせください。  
 国保年金課 ☎51 6753

### 就業構造基本調査を実施します



総務省統計局では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

この調査は、国民の就業・不就業の状態を詳細に把握し、雇用政策などの基礎資料を得ることを目的として実施します。対象(無作為に抽出)となった世帯には、統計調査員が9月中旬に伺いますので、ご協力をお願いします。

☎6711